

業務指示書（小規模）

北米・中南米地域ジャマイカ、セントルシア防災分野にかかる情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構（JICA）（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2013年10月23日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 木戸 正巳 Kido.Masami@jica.go.jp

質問に対する回答：2013年10月28日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

1 共同企業体の結成の可否

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

・（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）全ての業務従事者について、補強を認めません。

○以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

○業務主任者（総括）については補強を認めません。

（ ）業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

（ ）次の団員については補強を認めません。

（ ）協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）外国籍人材の活用を認めます。

○業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

（ ）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・日本国法令に基づき設立された内国法人（外資系を含む。）に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・内国法人が外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材で、いずれかの外国法人に在籍するもの又は個人コンサルタント

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：防災分野に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容（国内及び現地）
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

(○) (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ程度としてください。

注) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めません）。副業務主任者は1名を上限とする。上記、「2 業務の実施方針等、(4) 要員計画」においては、業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループとしての配置計画を立案・記載することとし、業務主任者と副業務主任者の個々の配置計画の記載は不要とする。

(2) 業務主任者（／副業務主任者）の経歴

以下(3)に掲げる項目に加え、総括責任者として必要な経験、能力等について記載して下さい。

(3) 評価対象業務従事者（評価対象者のみ）の経歴

- 1) 類似業務の経験
- 2) 海外業務の経験

- 3) 対象国（北米・中南米地域 及びその他 全途上国）での業務の経験
- 4) 語学能力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 5) 学歴、業務歴、取得学位、資格等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 研修受講実績
- 7) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2013年11月1日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含む）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(1 = 円 , US\$1 = 98.29 円 , EUR1 = 132.94 円)

第8 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。但し、技術評価の結果、各プロポーザル提出者の技術評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点の差が第1位の者の技術評価の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／洪水対策
土砂災害

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

4.23 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2013年11月7日(木)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・ 契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の経験・能力
- ②本件業務の実施方針
- ③業務主任者及び業務従事者の経験・能力

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

・技術評価点の差が僅少で見積価格を加味した場合には、価格点と技術評価点を合わせた合計点を公表する。

第9 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成要領」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成要領」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規定：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「規定」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

・次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以上

(補足説明)

1. プロポーザル提出様式の変更について

(1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、従来の2穴バインダー（2穴リング式）綴じから紙製のフラットファイル綴じとします。

2. 契約変更手続きについて

(1) 要員計画の確定・変更

● 契約変更が必要な事項

ア. 契約時の総人月が増える場合

イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代

ウ. 増額の必要が生じる場合

● 打合簿の作成が必要な事項

ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代

イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）

ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認

エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定

オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

● 打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更

イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

【留意事項】

- ・〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間流用はできず、〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書（評価対象業務従事者）または業務従事者名簿（評価対象外業務従事者）を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

(2) 費目間流用

〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間の流用はできない。ただし、〔直接経費〕内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

(3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

●変更により契約金が増額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合

(ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）

(イ)変更契約書締結

●変更により契約金額が減額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下

(ア)精算時戻入

【留意事項】

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

北米・中南米地域ジャマイカ、セントルシア防災分野にかかる情報収集・確認調査

| 評価項目 | 配点 | |
|----------------------------------------------------|-------------|--------------|
| 1. コンサルタント等の経験・能力 | (10.00) | |
| (1) 類似業務の経験 | 6.00 | |
| (2) 当該業務実施上のバックアップ体制 (本邦/現地) | 4.00 | |
| 2. 本件業務の実施方針 | (30.00) | |
| (1) 業務指示書の理解度 | 3.00 | |
| (2) 業務方針的確性 | 11.00 | |
| (3) 業務方法、作業計画の業務方針との整合性、現実性等 | 12.00 | |
| (4) 要員計画の妥当性 | 4.00 | |
| (5) その他 (実施設計・施工監理体制) | | |
| (6) 業務主任者によるプレゼンテーション (業務方針的確性、現実性等) | | |
| 3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力 | (60.00) | |
| (1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価 | (40.00) | |
| | 業務主任者 のみ | 業務管理 グループ |
| 1) 業務主任者の経験・能力 総括/洪水対策 | (40.00) | (32.00) |
| イ 類似業務の経験 | 16.00 | 13.00 |
| ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 | 4.00 | 3.00 |
| ハ 語学力 | 6.00 | 5.00 |
| ニ 業務主任者としての経験及び評価 | 8.00 | 6.00 |
| ホ その他学位、資格等 | 6.00 | 5.00 |
| ヘ 業務主任者によるプレゼンテーション (専門的資質、表現方法の理論性、説得力、業務への取組意欲等) | | |
| 2) 業務管理グループの管理体制 | - | (8.00) |
| イ 業務管理体制 | - | 8.00 |
| (2) 業務従事者の経験・能力 | (20.00) | |
| 1) 担当事項: 土砂災害 | (20.00) | |
| イ 類似業務の経験 | 10.00 | |
| ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 | 2.00 | |
| ハ 語学力 | 4.00 | |
| ニ その他 学位、資格等 | 4.00 | |
| 2) 担当事項: | () | |
| イ 類似業務の経験 | | |
| ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 | | |
| ハ 語学力 | | |
| ニ その他 学位、資格等 | | |
| 3) 担当事項: | () | |
| イ 類似業務の経験 | | |
| ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 | | |
| ハ 語学力 | | |
| ニ その他 学位、資格等 | | |
| 4) 担当事項: | () | |
| イ 類似業務の経験 | | |
| ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 | | |
| ハ 語学力 | | |
| ニ その他 学位、資格等 | | |
| 総合評点 | [100.00] | |

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. 業務の背景

カリブ海の東側に連なる大小アンティル諸島は、大型のハリケーン、洪水をはじめとする災害により大きな被害を受けやすい地域である。経済規模の小さな国が多いことから、災害が一部の地域のみならず国全体に影響を及ぼすケースも多い。

このうち、大アンティル諸島の一つであるジャマイカは、ほぼ毎年ハリケーンや熱帯性暴風雨等の影響で洪水が発生し、人的、経済的な被害を受けている。2010年に発生した熱帯性暴風雨ニコルではジャマイカ全土で洪水が発生し、人的被害のみならず、約21億円（ジャマイカのGNPの約6.3%）の経済的損失を被った。しかしながら、防災に係る人材、予算の不足から、防災に対する体制が整備されておらず、洪水ハザードマップ作成や洪水予警報の整備すら十分とは言い難い状況にある。

一方、小アンティル諸島に位置するセントルシアでは、気候変動および海面上昇による災害リスクが懸念されている。このため、我が国は同国を含めた周辺国を対象に2002－2006年に「カリブ地域災害管理プロジェクト」、2009－2012年に「カリブ災害管理プロジェクト フェーズ2（以下『フェーズ2』）」を実施した。フェーズ2においては、洪水ハザードマップ、早期警報システム、コミュニティの防災計画で構成される「通称CADM2システム」を各国のパイロットプロジェクトサイトで導入し、災害リスクの削減に向けた取り組みを実施したが、こうした取り組みを国内全土で進めるには、さらなる支援が求められている状況にある。

かかる背景のもと、ジャマイカおよびセントルシア両政府からJICAに対し、災害への対応能力の強化を目指して、防災に関わる政策や行政面のみならず、防災インフラ等、防災のソフト・ハード両面から総合的な見地で災害管理への協力の要望があり、防災分野の協力への期待が高まっている。災害に対する脆弱性の克服は、我が国の対ジャマイカ、および対セントルシアの国別援助方針に位置付けられており、今後ジャマイカ、セントルシア中心とした東カリブ島嶼国に対し、防災分野でより効果的な支援を実施するために、防災行政組織及びその関係組織の運営体制、各組織間の関係を把握し、先の災害から特に必要性が認められる洪水・暴風雨・土砂災害・地震対策分野を中心に、各組織の協力ニーズを把握する必要があることから本調査を実施するものである。

2. 業務の目的

ジャマイカおよびセントルシアの洪水・暴風雨・土砂災害・地震への対策を念頭に、これらの災害の現状、そして防災に係る政府の方針・体制・対応状況等総合的に情報収集を行い、防災分野における課題及びその対応策を整理し、今後 JICA がジャマイカ、セントルシアに対する防災・災害復興分野において協力することが適当と考えられる優先分野及びその方法（制度整備、人材育成、施設・機材等）について提言を行う。

3. 業務の範囲

本業務は、「2. 業務の目的」を達成するため、「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「5. 業務の内容」に示す業務を実施し、「6. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

4. 実施方針及び留意事項

(1) 実施方針

本調査は、ジャマイカ、セントルシアにおける防災分野の調査を通じて、各国の現状と課題について情報収集・分析する。併せて、今後の対ジャマイカ、セントルシア防災分野支援に資する提言、協力候補案件の概要（案）を取りまとめる。なお、本調査の対象には、防災に特に関わりの深い、下記の防災関係機関に加え、気象観測、警報発令、河川管理、土地利用規制、建築設計基準、緊急医療、緊急復旧等を担う機関やメディア、及び大学、NGO 等、セクター横断的な視点から関係機関を広く抽出し、対象に含め、組織・人員体制や機材・施設の整備状況なども含めた調査を行うこととする。

(2) 相手国防災関係機関等

- ① ジャマイカ災害準備・緊急管理局 (ODPEM /Office of Disaster Preparedness and Emergency Management)
- ② ジャマイカ水文管理局 (WRA/Water Resource Authority)
- ③ セントルシア国家緊急管理機構 (NEMO/National Emergency Management Organization)

(3) 留意事項

本調査の実施、および成果品の策定段階では、以下の点に留意すること。

- ① 各国の防災政策および組織的な枠組み、体制に係る調査においては、防災マネジメント担当組織と事業実施担当組織が異なる可能性もあるため、中央政府、地方政府での防災行政の方針や役割分担の全体像を明らかにするとともに、中央政府と地方政府の連携状況や課題等についても明らかにする（特に、防災行政において地方政府を管轄する省庁と具体的防災対策を実施する省庁と地方政府との関係性についても明確にすること）。
- ② 兵庫行動枠組みに関して、両国が「National Progress Report」としてどのような活動、報告を行っているのか概要を確認する。
- ③ 日本国内で一般的に活用され、有効性が確認されている技術、ノウハウ等で海外にも適用可能な支援（機材・システム・技術協力等）の有無について情報収集・分析し、それらの両国への展開可能性を検討する。

5. 業務の内容

(1) 調査計画の策定、協議

- ① 関連資料及び過去に当機構が派遣した調査団の関連資料等の内容を確認した上で、調査全体の方針・方法及び作業計画を検討し、全体調査計画を策定する。
- ② 現地調査の冒頭に、在ジャマイカ日本国大使館、JICA ドミニカ共和国事務所、ジャマイカ支所、セントルシア支所および ODPEM、NEMO 等の関係機関に対し、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等を説明し、内容を協議・確認する。

(2) 基礎情報（概要）

人口、GDP、行政区分、地形・地質、気候・気象

(3) 自然災害基本情報の調査

ジャマイカおよびセントルシア両国（以下「両国」）における自然災害を以下の災害

種に分類し、その発生履歴（主な発生場所含む）、頻度、災害の規模（死者数、被災者数および被害額等）および特徴等を整理する。

なお、できる限り公表されているデータ・情報も活用することとし、機構への報告に際しては引用元を明確にすること（以下の調査項目も同様）。

- ① 洪水・土砂災害
- ② 高潮・暴風雨による災害
- ③ 地震・津波災害
- ④ 火山災害
- ⑤ 森林火災
- ⑥ 干ばつ被害
- ⑦ その他

（４） 防災行政（政策、組織）の現況調査

① 防災に係る政策的枠組み

両国の防災の政策的な枠組みの全体像について、主要な政策、防災計画の策定状況等に加え、根拠法等の法的な枠組みを含めて把握・整理する。また、同枠組みに基づき、アクションプラン、基金等が存在する場合には、その具体的な内容・予算・実施機関等を確認すること。

さらに、こうした政策、及び同政策の実施について他ドナーから支援を受けている場合には、その詳細についても併せて確認を行うこと。

② 防災に係る組織的な枠組み

防災に関わりのある各政府関係機関（地方政府を含む）等がそれぞれどのような役割を果たしているのか、全体像を把握するとともに、各機関の所掌、組織体制、予算、人員体制、および連携体制（情報伝達を含む）について整理する（適宜図を用いる等、分かりやすく整理する）。また、組織の設立・活動に関わる根拠法等についても併せて整理すること。

さらに、関係機関間の連携上の課題についても関係機関からヒアリング等を行い、整理すること。

（５） 防災への取組み状況調査

両国における以下の災害の対策の現状と課題を把握したうえで、諸課題を整理する。

① 風水害（気象観測）

- (a) 国家レベルにおける、防災対策としての気象観測の役割、優先度等、関連法制度における位置づけ
- (b) 管轄省庁・関係機関
- (c) 予算配賦状況（防災関連予算）
- (d) 気象に係る観測体制（観測データの種類、観測機材とのそのネットワーク、気象データの共有方法等）
- (e) 気象観測に係る数値解析モデルとその活用状況
- (h) 大学等の研究機関、NGO の取組状況
- (i) 気象関連災害（暴風雨対策、高潮対策等）のための取組状況その他（潮流等の観測状況、リスク評価状況、警報発令状況、対応策等）

(j) その他（取組について留意すべき点）

② 洪水・土砂災害

- (a) 国家レベルにおける洪水対策の優先度等、関連法制度における位置づけ
- (b) 管轄省庁・関係機関
- (c) 予算配賦状況（防災関連予算）
- (d) 洪水に係る観測体制（観測データの種類、観測機材とのそのネットワーク等）
- (e) 早期警戒システムの整備状況
- (f) リスク評価及びモニタリング手法とその実態（含データベース）
- (g) リスク情報の共有状況（中央政府、地方政府）
- (h) 洪水（土石流、浸水等）に係るハザードマップの整備状況
- (i) 予警報システム及び避難に関する整備状況
- (j) 関連法や政策の内容（土地利用規制や住民移転等の法律や政策の実施状況等も含めること）
- (k) 住宅等の耐水化への取組み
- (l) ハード対策の実施状況
- (m) 個別流域の洪水対策計画策定状況
- (n) 大学等の研究機関、NGO の取組状況
- (o) その他（取組について留意すべき点）

③ 地震・津波災害

- (a) 国家レベルにおける地震・津波対策の優先度等、関連法制度における位置づけ
- (b) 管轄省庁・関係機関
- (c) 予算配賦状況（防災関連予算）
- (d) 地震・津波に係る観測体制（プレートの挙動データの有無、地学的な観測データの種類、観測機材とのそのネットワーク等）
- (e) 緊急地震速報の発信状況の有無
- (f) リスク評価手法とその実態
- (g) 地震・津波に係るハザードマップの整備状況（作成方法、作成主体等）
- (h) 耐震基準の整備状況・施行状況（特に空港や港湾や医療施設、さらには、主要官庁の建築物等の主要なインフラの耐震化の状況など）・耐震化を促進する政策等
- (j) 大学等の研究機関、NGO の取組状況
- (k) その他（取組について留意すべき点）

④ 総合防災関連

- (a) 防災教育の実施主体・実施状況等
- (b) コミュニティレベルでの防災活動の内容（政策、取組状況、予算および内容等）
- (c) 道路防災（斜面保護含む）の取組み状況（道路防災の位置づけ、担当官庁、道路・橋梁の設計基準、基準の順守状況、取組事例等）

(6) 我が国並びにドナーの支援状況

① 我が国の支援状況

これまでの主な支援の状況並びにこれまでの支援から得られた成果・教訓を整理すること。なお、セントルシアについては、2012年に終了した「カリブ災害管理プロジェクトフェーズ2」の事後の取組み状況をヒアリングのこと。

② 他ドナーによる支援状況

主要ドナー（世銀/GFDRR、米州開発銀行、国連/ISDR等国際機関、EU、ドイツ国際協力公社、米国国際開発庁、ノルウェー等バイの援助機関）の防災分野の協力方針と実績。また、できる限り主要な南南協力（中国や中南米等による支援）も含めること。

(a) サブセクター（地域、対象者、災害種、アプローチ等の別）の特徴

(b) 各プログラム／プロジェクトに関する成果・教訓の抽出

(c) 今後の協力方針

(7) 今後の支援の方向性に係る提言の取りまとめ

上述の(1)～(4)を踏まえ、両国の防災体制上の課題について整理し、協力ニーズについて情報の分析・整理を行う（災害種別に留意）。先方の体制、緊急性、被災状況、社会/経済への影響度等を踏まえて優先度を検討する。

現地調査期間中に JICA ジャマイカ支所、セントルシア支所との協議及び本部、ドミニカ共和国事務所とのメール、TV会議等での進捗報告を通じて、今後解決すべき課題の抽出並びにその対応策（案）を取り纏め、帰国後に最終的な整理を行うこと。

6. 成果品等

業務の各段階で作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、最終成果品は、(3) ファイナルレポート (F/R) とする。なお、ファイナルレポート (F/R) の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づくものとし、各成果品において電子データも併せて提出のこと。

(1) インセプション・レポート (IC/R)

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等
(先方関係者への本調査の説明資料)

提出時期：2013年12月中旬

部数：和文5部、英語5部(簡易製本)

(2) ドラフト・ファイナルレポート (DF/R)

記載事項：調査結果全体

提出時期：2014年3月中旬
部数：和文5部(簡易製本)

(3) ファイナルレポート (F/R)

記載事項：調査結果全体

提出時期：2014年4月上旬

部数：和文5部、和文要約5部、英文5部、CD-R5枚

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務工程計画

本調査は2013年12月上旬開始、2014年4月上旬にファイナルレポート完成を目途とする。各報告書の作成、提出は以下のような工程を想定しているが、より効率的、効果的な作業工程があればプロポーザルで提案すること。

ジャマイカ及びセントルシアでの一連の現地調査の開始及び終了時には、両国の兼轄事務所であるJICAドミニカ共和国事務所へ立寄り、調査方針の説明及び調査結果の報告を行うこと。

なお、本工程に係る航空賃（本邦→ドミニカ共和国→ジャマイカ→セントルシア→ドミニカ共和国→本邦）は、別見積りとする。

ただし、ドミニカ共和国、ジャマイカ及びセントルシアでの業務に係る経費は見積りに含めること。

| | 12月 | | | | 1月 | | | | 2月 | | | | 3月 | | | | 4月 | |
|------------------|-----|---|---|---|----|---|---|---|----|---|---|---|----|---|---|---|----|---|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 1 | 2 | 3 | 4 | 1 | 2 | 3 | 4 | 1 | 2 | 3 | 4 | 1 | 2 |
| 国内作業Ⅰ | | △ | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現地作業 (ジャマイカ) | | | | | ◆ | | | | | | | | | | | | | |
| 現地作業 (セントルシア) | | | | | | | | | | | | | ◆ | | | | | |
| 国内作業Ⅱ | | | | | | | | | | | | | | | ★ | | | ◎ |

△・・・インセプション・レポート (IC/R) ★・・・ドラフト・ファイナルレポート (DF/R)

◎・・・ファイナルレポート (F/R)

◆・・・ドミニカ共和国事務所への説明・報告

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

合計 約9.0M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

- 1) 総括／洪水対策：(2号)
- 2) 土砂災害：(3号)
- 3) 気象／水文
- 4) 地震／津波

なお、業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

(3) 業務実施上必要に応じ、通訳を業務補助員として現地又は第三国から備上することを可とする。雇用に係る経費は見積りに価格を含めること。

3. 対象国の便宜供与

対象 2 ヶ国からの特別な便宜供与は想定していない。本調査実施にあたり、コンサルタントは独自で調査を遂行することが求められているが、JICA は、現地調査開始時における各国政府関係機関への調査内容や調査スケジュールの通知及び調査への協力依頼を行うとともに、主要な訪問先との初回アポイントの取付けを支援する。

4. 現地再委託

本調査では、現地再委託は見込んでいないものの必要であると判断する場合には、プロポーザルで提案し、その部分に係る必要な経費は全て見積書に含めること。

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

5. 配布資料および関連資料

「カリブ地域災害管理プロジェクト」事後評価報告書

<http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjDoc200.nsf/VIEWJCSearchX/88D980F3A4FEC04049257B79002C3C01?OpenDocument&pv=VW02040107&pid=F0357605AF7AD184492575D100358B3D>

「カリブ災害管理プロジェクトフェーズ 2」ファイナルレポート

<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=0&method=detail&bibId=1000006952>

以上